

保育分野に関する意見交換会（第3回）議事概要

平成26年4月4日
公正取引委員会

- 1 日 時 平成26年3月17日（月） 14:00～16:00
- 2 場 所 公正取引委員会19階官房第13会議室
- 3 議 題 社会福祉法人と株式会社のイコールフットイングについて
- 4 出席者 井手座長，安藤委員，池本委員，桑戸委員，後藤委員
佐藤オブザーバー，山口オブザーバー
松尾経済取引局長，杉山経済取引局調整課長

5 議事概要

冒頭，前回意見交換会の議題（株式会社に対する参入規制について）についての追加意見が複数の委員から示された。続いて，社会福祉法人と株式会社のイコールフットイングについて，事務局から説明が行われ，その後に意見交換が行われた。意見交換等の概要は以下のとおり（○は委員・オブザーバーの発言）。

(1) 前回意見交換会の議題への追加意見

- 社会福祉法人として，株式会社の保育事業への参入を阻む意図はない。他方，自治体の判断においては，事業の継続性等の観点から，株式会社に優先して，社会福祉法人を保育所の運営主体として選択する実態はあるかもしれない。
- 株式会社の参入が増えることによる影響は，基本的にはないと思われる。ただし，社会福祉法人には，法人解散時の財産の取扱いについて，ルールが存在している。社会福祉法人以外の主体が社会福祉事業に参入するに当たっては，事業から撤退する際のルール作りが求められるのではないか。
- 社会福祉法人が事業から撤退した事例があるとのことだが，これは，理事の担い手がおらず，代替わりがうまくいかなかったことが背景にあったのだと思われる。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 03-3581-5483（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp/

(2) 社会福祉法人と株式会社のイコールフットィングが図られないことによる影響等

- 社会福祉法人と株式会社について、受けることができる補助等に差があるため、収入に差が生じている。これにより、保育士の処遇や事業の新規展開に影響が生じる。
- 地方単独事業で行われる補助制度において、株式会社を対象としていない自治体の地域には、そもそも株式会社は参入しないと思われる。株式会社は、施設整備に対する補助がない中、地方単独事業で行われる補助制度がなければ、事業を続けていくことは難しい。
- 地方単独事業で行われる補助制度は、財政力が強い都市圏の自治体に多いが、地方においても、公設民営の形で、自治体が施設を用意してくれるのであれば、大きな初期投資が不要になるため、事業を行うことが可能であると思われる。
- 公設民営という上下分離の形態は、新規参入を増やすための一つの考え方となるのではないか。
- 社会福祉法人と株式会社のイコールフットィングが図られていないことから、株式会社の中には、わざわざ社会福祉法人を設立して保育事業に参入する者もある。しかし、社会福祉法人の設立には、手続等で2年近くの時間が掛かるなど手間も多い。また、複数の保育所を運営する場合、上場企業であれば資金調達力が大きいと、株式会社の方がメリットが大きいと考える。

(3) 社会福祉法人と株式会社のイコールフットィングの考え方

- イコールフットィングは、社会福祉法人以外の主体も含めた撤退時のルールの整備について議論がなされた上で検討されるべきではないか。撤退時のルールの整備について議論がなされない間は、イコールフットィングを求めるのであれば、社会福祉法人を設立した上で参入すればよいのではないか。
- 新制度においては、施設の減価償却費の一定割合が運営費に上乗せされるため、社会福祉法人と株式会社で制度上の取扱いの差は小さくなる方向にある。しかし、地方単独事業で行われる補助制度の取扱いや、独立行政法人福祉医療機構が社会福祉法人に提供している退職手当共済制度など、個別にみていくと取扱いの差は残ると考えられる。

- 社会福祉法人のための退職手当共済制度があるのは、当時、社会福祉法人に、積立てや収益といった概念がなく、普通の企業と同じように、職員のために退職金を準備することができなかつたためであると思われる。現在、社会福祉法人の保育士の退職金は、一般の企業と比べても、決して少なくないと思う。一方、株式会社が、独自に保育士の退職金を積み立て、福祉医療機構の退職手当共済制度を利用する社会福祉法人と同額の退職金を保育士に用意するのは難しい。
- 競争条件を平等にすべきであるとの意見があるが、社会福祉法人に揃えるのか、株式会社に揃えるのか。実際問題として、株式会社に対する法人税を無税にするのは難しいのではないか。
- 株式会社が非課税とされれば、その分を次の施設の建設資金に充てることができる。しかし、事業として行っている以上、課税されるべきだと思う。他方、社会福祉法人であっても、非課税とされているのであれば、余剰金が生じた場合、その余剰金を福祉事業に充てさせるなど、余剰金の使途についてルールがあつてしかるべきではないか。
- 社会福祉法人には、株式会社等よりも厳しい規制が課されている部分もあることから、完全にイコールでなくてもよく、補助制度等に差が生じるのは仕方がない面もあるのではないか。しかし、そのような取扱いの差の根拠となる制度の理念を越えて、恣意的に差を設けるべきではない。
- イコールフットィングを図る必要はないとの意見を持つ社会福祉法人が多いとのことだが、補助が現行の株式会社並みに引き下げられることを懸念し、このような意見を持っているのかもしれない。また、制度如何ではなく、福祉は社会福祉法人固有の領域だという情緒的な思いもこのような意見の背景にあるのではないか。イコールフットィングが図られることになつても、大きな問題は生じないのではないか。

(4) その他

- 利用者にとってみれば、理念を持っている主体が保育所を運営するのであれば、社会福祉法人でも株式会社でも問題はないのではないか。保育がどこでも提供されるように制度を設計することが求められていると思われる。
- 現在、保育所を増設する必要のある都市圏の自治体では、補助等を行い、

保育士の雇用条件を良くすることで、地方からも保育士を雇用している。その結果、都市圏と地方とでは、保育士の年収が100万円以上違うといった状況も起こっている。

- 地方の保育所は、非常勤職員の活用と定員弾力化制度の活用により、コストを抑え、運営を続けてきた。しかし、都市圏の保育所に比べ、開園時間が長い保育所が多いものの、補助が乏しいこともあり、保育士の労働条件が都市圏の保育所よりも良くない傾向にある。
- 国として、各自治体の補助制度に関する情報を収集し、公開すべきではないか。各自治体の現状が分かれば、その情報を基にして市民が声を上げるなど、地方版子ども・子育て会議でも、議論が進むのではないかと思う。ただし、自治体間で比較されることで、水準の低い方に平準化してしまう可能性はある。
- 保育を必要とする世代の家庭は、統計的にみて収入が多くはなく、税収の面で期待ができないので、自治体としては、保育を必要とする家庭が増えると負担が増えることになるため、保育サービスを充実させるインセンティブに欠けるのではないか。したがって、自治体間に競争は働かないのではないか。

(文責 公正取引委員会事務総局 速報版につき事後修正の可能性あり)